

自動車事故費用共済

もしものとき…

お手頃な掛金でもう一つの安心を！

人身事故を起こした加害者は、相手に対する道義的責任(誠意)を示すための出費が多々あります。本共済は、このような自己出費を補う画期的な共済制度です。



この制度の特色

- 共済金は共済契約者であるあなたにお支払いします。
- 賠償金ではありませんから加害事故だけでなく、被害事故、自損事故でもお支払いします。
- 香典供花料、葬儀費用、相手へのお見舞いなどの出費にお役立ていただけます。
- 事業者の場合、共済掛金はすべて損金処理できます。

補償内容(共済金額300万円の場合)

(1事故につき)	死傷者が	
	共済契約者側の場合 (自損事故も対象)	相手側の場合 (共済契約者側にも過失がある場合に限り)
死亡事故共済金 (事故日から180日以内の死亡)	300万円	合計 300万円 までの実費 ただし、死亡臨時費用共済金の支払を受けている場合はその額を差し引いてお支払い
死亡臨時費用共済金	—	30万円
後遺障害事故共済金 (障害級別による)	12~300万円	12~300万円 算定された額を限度とした実費
入院事故共済金 通院事故共済金 (365日または300万円限度)	(1人あたり) 入院日額 4,500円 通院日額 2,250円 1事故につき入院通院合わせて1日最高18,000円	左記の日額により 合計 300万円 までの実費 ただし、入院通院臨時費用共済金の支払を受けている場合はその額を差し引いてお支払い
入通院臨時費用共済金 (通算3日以上の入通院をしたとき)	—	3万円

さらに特約として

対物事故共済金特約 (共済期間中1回限度)	30,000円 共済契約者側が相手方に対して2万円以上の経済的負担をしたとき	車両事故共済金特約 (共済期間中1回限度)	30,000円 共済契約者側の経済的負担が3万円以上となったとき
---------------------------------	--	---------------------------------	--

※共済金は、1事故の総合計300万円が限度です。(特約を除く)

 青森県火災共済協同組合

本部…青森市新町2丁目8番26号 TEL 017(777)8111 FAX 017(723)3192
弘前事務所…弘前市上鞆師町18番1号(弘前商工会議所会館4階) TEL 0172(32)7436 FAX 0172(33)4759
八戸事務所…八戸市堀端町2番3号(八戸商工会館5階) TEL 0178(24)2243 FAX 0178(46)3448

対象車種別共済掛金【年払】

No.	車種	共済金額			
		300万円	200万円	100万円	
①	自家用乗用自動車	9,000円	6,000円	3,000円	
②	自家用軽乗用自動車	4,500円	3,000円	1,500円	
③	自家用普通貨物自動車	(2t超)	16,500円	11,000円	5,500円
④		(2t以下)	13,500円	9,000円	4,500円
⑤	自家用小型貨物自動車	9,000円	6,000円	3,000円	
⑥	自家用軽貨物自動車	4,500円	3,000円	1,500円	

※自家用自動車のうち、一部ご契約できない自動車があります。

※営業用自動車はご契約できません。

特約掛金

対物事故共済金特約

主契約共済金額	対物事故共済金特約共済金額	対物事故共済金特約共済掛金
300万円	3万円	1,000円
200万円	2万円	680円
100万円	1万円	340円

車両事故共済金特約

主契約共済金額	車両事故共済金特約共済金額	車両事故共済金特約共済掛金
300万円	3万円	2,100円
200万円	2万円	1,400円
100万円	1万円	700円

ご契約にあたって

共済期間について

共済期間は1年間とし、共済責任は共済始期日の午後4時から開始します。

●共済契約証書にこれと異なる時刻が記載されている場合はその時刻とします。

対象となる運転者の範囲

共済契約者が個人るとき………共済契約者とその同居の親族

共済契約者が個人商店・事業所るとき………共済契約者とその同居の親族、従業員

共済契約者が法人るとき………役員と従業員

●上記対象者以外の方が運転されるときは「届出運転者」の欄に記入することによって、2名まで対象運転者を追加することができます。

共済金をお支払いできない主な場合

1. 事故の原因が、共済契約者（共済契約者が法人であるときは、その理事、取締役もしくはその他の機関にある者として。）または運転者もしくは被害を受けた者の故意によるとき。
2. 酒酔い、麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態、および無免許で被共済自動車を運転中に事故が生じたときの対物事故共済金、車両事故共済金、または共済契約者側の死亡事故共済金、後遺障害事故共済金、入院事故共済金、通院事故共済金。
3. 事故の原因が、戦争、変乱、暴動またはこれらに類似する事象によるとき。
4. 事故の原因が、地震、噴火、またはこれらによる津波のとき。
5. 事故の原因が、台風、高潮または洪水によるときの死亡事故共済金、後遺障害事故共済金、入院事故共済金、通院事故共済金または対物事故共済金。
6. 原因のいかんを問わず、被害を受けた者が頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見のないもの。
7. 事故損害の原因が、被共済自動車に存在する欠陥、摩滅、腐食、さびその他自然の消耗、または偶然な外来の事故に直接起因しない故障損害が生じたときの車両事故共済金。
8. 被共済自動車のタイヤに損害が生じたときの車両事故共済金。ただし、被共済自動車の他の部分と同時に損害を被ったときまたは火災もしくは盗難によって損害が生じた場合を除きます。

◆お申込み手続きは簡単です

共済契約申込書に必要事項をご記入、ご捺印のうえ自動車検査証(車検証)を添えてお申込みください。お申込みの際、万一告知した事項が事実と異なる場合は、ご契約を解除させていただく場合や共済金をお支払いできない場合があります。なお、ご加入にあたり、共済契約者の組合員資格について確認させていただきます。新たに組合員となる場合は出資金が必要となります。また、組合員以外のご契約はお取扱いできない場合がありますので、詳しくはお問い合わせください。

◆ご契約後のご注意

ご契約後、告知した事項やご契約内容に変更が生じた場合は、遅滞なく当組合または取扱代理所までご連絡ください。ご連絡がない場合は、ご契約を解除させていただく場合や共済金をお支払いできない場合があります。

◆クーリングオフについて

本共済は共済期間が1年以下であるため、クーリングオフの対象にはなりません。

◆もし、事故が起ったら

事故の状況について、直ちに当組合または取扱代理所までご連絡ください。また、人身事故および自動車相互の衝突・接触事故の場合は、必ず最寄りの警察へ届出ください。交通事故証明書が必要となります。

※このパンフレットは自動車事故費用共済の概要を説明したものです。詳しくは「重要事項説明書」または「自動車事故費用共済普通共済約款」ならびに「特約」をご覧ください。ご不明な点などは当組合または取扱代理所までお問い合わせください。

お申込み・お問合せは当代理所へ